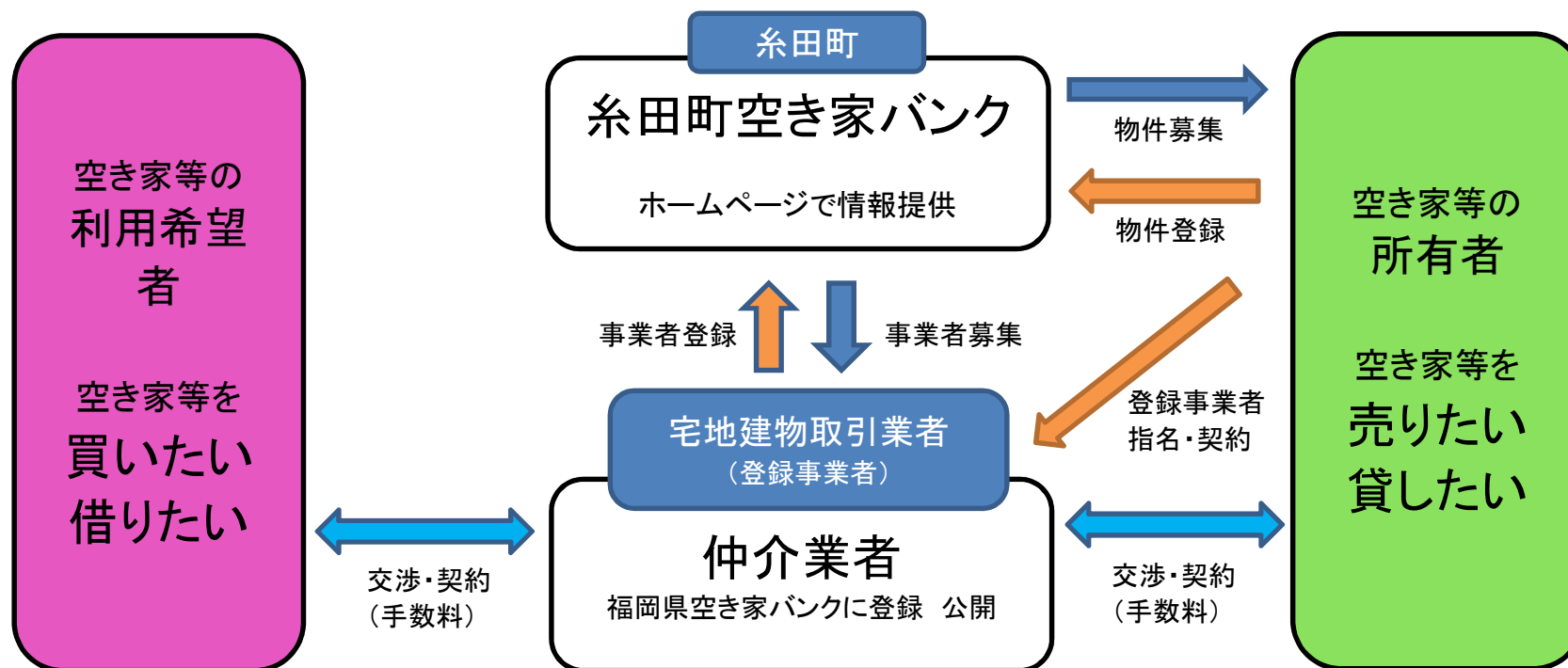


糸田町空き家バンク制度(概要版)



※空き家バンクに物件登録した後は、空き家等の所有者が、登録事業者(宅地建物取扱業者)と媒介契約を締結する必要があります。(ただし、空き家の状態等により、流通することが困難であると判断された場合、媒介契約を締結できないことがあります。)

※空き家等の売買・賃貸借等の媒介に係る登録事業者への報酬については、法で定められた範囲内の媒介手数料が必要となります。

※空き家等の所有者と購入又は賃貸希望者との間における交渉・契約に関して、糸田町は一切関与しません。また、交渉・契約等に関する疑義・紛争等については、当事者間、登録事業者等で解決するものとします。